

慶應義塾大学総合政策学部小島朋之研究プロジェクト 2003 年春学期第 2 班発表用原稿

マイノリティ・レポート

アーミテージ・レポートに見る日米同盟「再定義」後に対する米国のアセスメント

2003 年 6 月 3 日

木村博尚¹

佐藤雅尚²

島村俊一郎³

安田桂子⁴

芹沢薫⁵

¹ 慶應義塾大学総合政策学部 3 年、E-mail: s01313hk@sfc.keio.ac.jp
² 慶應義塾大学総合政策学部 3 年、E-mail: s01428ms@sfc.keio.ac.jp
³ 慶應義塾大学総合政策学部 3 年、E-mail: s01447ss@sfc.keio.ac.jp
⁴ 慶應義塾大学総合政策学部 3 年、E-mail: s01932ky@sfc.keio.ac.jp
⁵ 慶應義塾大学総合政策学部 4 年、E-mail: t99@sfc.keio.ac.jp

目次

序章 問題の所在

第 1 章 日米同盟「漂流」期

- 第 1 節 Bottom-Up Review (1993)
- 第 2 節 樋口レポート (1994)
- 第 3 節 東アジア戦略報告 1995 (1995)

第 2 章 日米同盟「再定義」

- 第 1 節 新防衛大綱 (1995)
- 第 2 節 日米安保共同宣言 (1996)
- 第 3 節 新ガイドライン (1997)
- 第 4 節 東アジア戦略報告 1998 (1998)

第 3 章 アーミテージ・レポート

- 第 1 節 「アーミテージ・レポート」とは
- 第 2 節 レポート要旨
- 第 3 節 分析とその意義
- 小結

第 4 章 転換の決定要因 - 米国の期待と失望

- 第 1 節 自民党安全保障調査会の「試み」
- 第 2 節 米国の「期待」
- 第 3 節 米国の「失望」
 - 第 1 項 日本の政治的後退
 - 第 2 項 「期待」から「失望」へ
- 小結

第 5 章 転換の決定要因 - 停滞する協力推進

- 第 1 節 アーミテージ・レポートに見る新ガイドライン
- 第 2 節 共同計画検討委員会の「包括的メカニズム」
- 第 3 節 停滞の原因
- 小結

終章 結語

付録 参考資料

序章 問題の所在

冷戦の終結により日米安全保障条約(以下「日米安保」)体制は対ソ防衛という主目的を失い、文字通り「漂流⁶」していた。一方で米国内では、拡張を重ねていた軍備体制が財政を圧迫し、海外戦力を削減する必要性が叫ばれつつあった。この潮流を受けてクリントン政権は 1993 年、「Bottom-Up Review」を発表して従来の冷戦型軍備を見直したが、このことにより、日米安保体制もまた、いわゆる「再定義⁷」への道を歩み始めたのである⁸。日本国内で 1994 年に提出された防衛問題懇談会による「日本の安全保障と防衛力のあり方(通称:樋口レポート)」もまた、同盟「再定義」への動きを加速させるものであった。同レポートは日本の安全保障政策について、従来の日米安保条約を中心とした安全保障体制から、国際協調を中心とした「多角的安全保障協力」体制へ重心を移動することを提唱したものであった。故に米国は同レポートを日本が日米安保体制からの独立・離脱を意図しているものと捉え、同盟の「漂流」に対する危機感を強めることとなったのである。防衛問題懇談会の動向をかねてから気にかけていた米国はこのレポートを契機に「第 3 次東アジア戦略報告(EASR 1995、通称:ナイ・レポート)⁹」(1995 年 2 月発表)を策定し、多角的安保体制はあくまで二国間同盟を補完するものであるとし、日米安全保障条約こそが両国の安全保障戦略の中核を成す、という点を再確認したのだった。

また日本も同報告の内容に対して、同年 11 月に発表された「新防衛大綱¹⁰」で先の樋口レポートの提言とは対照的に日米安保条約を最優先する方針を打ち出した。そして 1996 年 4 月に発表された「日米安保共同宣言¹¹」では、「21 世紀においてもこのパートナーシップが引き続き極めて重要である」との両国の認識を再確認し、「樋口レポート」の方向性を修正する内容となった。

その後は、同年 12 月の「SACO 最終報告¹²」や 1997 年の「新ガイドライン¹³」作成に見られるように、日米安保条約体制は「再定義」の履行に向けて着実に歩を進めていた。事実、1998 年に発表された「第 4 次東アジア戦略報告(EASR 1998)¹⁴」はこの進行状況について、「両国とも過去 3 年間、この新たな環境を反映する協力の枠組みと構造を更新するため積極的に行動してきた(Both sides have moved actively over the past three years to update the framework and structure of joint cooperation to reflect the new environment)」と極めて積極的な評価を下している。1999 年の国防総省による「国防報告(Annual Report 1999)¹⁵」においてもその姿勢に変化のないことが確認された。

しかし、2000 年に発表された「INSS Special Report (通称:アーミテージ・レポート)」では「96 年の日米安保共同宣言は単なるシンボルに留まり、高いレベルの支えがなく、孤立してしまった。結果として米国と日本の関係は、再び小競り合い及び貧弱な政策協調へと逆戻りした(The symbolism of the 1996 declaration

⁶ 船橋洋一「日米安保再定義の全解剖」『世界』、岩波書店、1996 年 5 月、26 頁では、「漂流(drift)」という単語はポール・ジアラによる日米安全保障関係の強化策の中で最初に使われた、とされている。

⁷ 「日米安保再定義」とは、米ビル・クリントン政権下の 1994 年から 1997 年にかけて、米国のイニシアティブのもとに日米政府間で行われた、日米安保体制の「冷戦後版」への見直し作業のことを言う。外岡秀俊他『日米同盟半世紀』(朝日新聞社、2001 年)486 頁

⁸ 安保体制の「再定義」までの道程については、長島昭久『日米同盟の新しい設計図』(日本評論社、2002 年)16-18 頁に詳しい。

⁹ U.S. Department of Defense “East Asia Strategy Report”, 1995

<<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/documents/texts/JPUS/19950227.01E.html>>

¹⁰ 「平成 8 年度以降に係る防衛計画の大綱について」『日本の防衛』1995 年

¹¹ 「日米安全保障共同宣言(21 世紀に向けての同盟)」『外交青書』40 号、1996 年、237-240 頁

¹² 沖縄に関する特別行動委員会(The Special Action Committee on Okinawa)最終報告書

¹³ 日米安全保障協議委員会『日米防衛協力のための指針』、1997

¹⁴ U.S. Department of Defense “East Asia Strategy Report”, 1998

¹⁵ U.S. Department of Defense “Annual Report to the President and the Congress”

<<http://www.defenselink.mil/execsec/adr1999/index.html>>

stood alone, unsupported by sustained high-level attention. As a result, the United States and Japan soon returned to bickering and poor policy coordination)¹⁶」という表現を用い、それまでの肯定的な評価を一変させたのだった。

「アーミテージ・レポート」は、「90 年代の終わりまでに、米国の政策立案者の多くが、自己改革の出来ない日本への関心を無くしてしまった(By the end of the 1990s, many U.S. policymakers had lost interest in a Japan that appeared incapable of renewing itself)¹⁷」との危惧を基に作成されている。しかし、「再定義」の評価変更についての根拠は同レポート内で明確に記されていない。では何故「アーミテージ・レポート」では米国による「再定義」の評価が方向転換したのだろうか。

確かに、EASR が米国防総省の文書であるのに対し「アーミテージ・レポート」は超党派の研究グループによる単なる見解に過ぎない。しかし、同レポートを作成したアーミテージ研究グループには、ジョセフ・ナイ(Joseph S. Nye Jr.)やマイケル・グリーン(Michael Green)、カート・キャンベル(Kurt M. Campbell)らクリントン政権の対日政策における要職に就き、「EASR」の策定にも深く関与した人物が名を連ねていることは無視できない。また、そもそも同レポートは 2000 年秋、大統領選を控えた時期に、共和党或いは民主党のどちらの候補が勝利を収めても政策に反映されるべく超党派のメンバーで策定された、という経緯¹⁸もあり、事実上「EASR」と同様公的な報告書の性格を持つ。事実ブッシュ政権の東アジア戦略、なかんずく対日政策はその多くの部分が同レポートに立脚しており、「ブッシュ政権の対日安全保障政策を考える場合、関係者は『アーミテージ・レポート』に注目する¹⁹。」つまり、この 2 つのレポートにおける「再定義」評価の違いを、単純な政権の違い、あるいは公的機関によって発表されたレポートか否か、という点に起因するものであると片付けてしまうのは不適當であろう。

このような問題意識から、本研究は「アーミテージ・レポート」が「再定義」以降の日米関係に対する評価を後退させた原因を明らかにすることを目的としている。既に述べたとおり、同レポートは公的な意味合いが強く、冷戦後の日米関係を規定する上で欠かすことの出来ない重要な文書である。つまり、同レポート内において批判が為されたことは、少なからず米国による認識の変遷を裏書きしているのである。

これまでに「アーミテージ・レポート」そのものに関して行われた研究は非常に少ない。関連する研究のほとんどが、「日本は何をすべきか」といった政策提言やインプリケーションに終始しており、レポート自体を吟味しているのはわずかに、スティーヴン・クレモンズ(Steven C. Clemons)の研究²⁰が挙げられるのみである。しかし同研究も、アーミテージの過去と現在の立場が対立していることを指摘しているに留まり、何故評価が急落したか、その原因には言及していない。また「アーミテージ・レポート」を「日米安保再定義」という文脈で捉え、「共同宣言」以降の日米関係についての評価を一変させた原因を追究した研究は、2003 年現在まで存在しない。故に、本研究を行う意義は十分にあると考えられる。

以上のような経緯を踏まえ、本研究では日米安保再定義及びその後の関連する政策の流れを「日米関係に関する重要な報告書」という視点から概括した上で、「アーミテージ・レポート」の内容を詳しく分析する。その後問題の批判部分について、「新ガイドライン」以降の日米軍事協力が遅延していることに着目し、これを主因とした仮説を立証することに、本研究の手段を求める

¹⁶ Institution For National Strategic Studies “INSS Special Report”, 2000 <http://www.ndu.edu/inss/press/Spelrepts/SR_JAPAN.HTM>

¹⁷ Ibid.

¹⁸ 『朝日新聞』2000 年 10 月 12 日

¹⁹ 阿川尚之「ブッシュ政権の米国対日政策」SFC Forum<<http://www.sfc.keio.ac.jp/sfc-forum/digest/luncheon-digest50.html>>

²⁰ スティーヴン・クレモンズ「アーミテージ報告の行間をよむ」『世界』、2001 年 7 月、岩波書店

第 1 章 日米同盟「漂流」期

本章では冷戦後の日米同盟が「再定義」されるまでの道程を概括するが、中でも重要とされる 3 つの文書を中心に読み解くことで、日米双方の認識がどのように変遷し、「再定義」に至ったかを明らかにすることに主眼を置く。よって、3 つの文章の中でも特に「日米関係」に触れる部分に特化して説明する。

第 1 節 Bottom-Up Review (1993)

冷戦が終了しソ連が崩壊したことによって、米国は世界で唯一の超大国となった。表立った「敵」がいなくなったことで、米国内では次第にそれまで存在していた同盟（NATO や日米同盟、ANZUS 等）の意義見直しと、それに伴う軍備の縮小の必要性が叫ばれはじめた。既に 1991 年、「ローマ宣言²¹」によって NATO の意義は再定義されていたが、米国は他の同盟についても同じ作業を行う必要があった。一方で、1993 年に発足したクリントン政権はその初期の重大な任務として、米国の安全保障に関する基本戦略を再構築することを必要とし、アスピ国防長官を中心にその作業を進めていた。そして半年後に発表された文書が「Bottom-Up Review²²」だった。

同報告は米国の基本戦略を「関与(engagement)戦略」と名づけ、各国家及び国際システム上の諸政策に対し関与を継続することを基本方針とし、同盟戦略もこの文脈の下で取り扱うことを決定した。だが、この戦略を継続するためにはソ連に代わる世界的な脅威が存在せねばならず、米国はこれを 大量破壊兵器拡散の危険、地域的危険、民主主義と改革に対する危険、米国益に対する経済的危険²³に求め、この上で米軍の戦力は「ほぼ同時に起こる 2 つの大規模な地域紛争に勝利するために必要な戦力（2 正面戦略）」が維持されるべきである、と結論付けた。そしてこの 2 正面戦略を基に必要な戦力を算出し、日本を含む東アジアの戦力は「10 万人近く」を維持する、と明記された²⁴。

全体的には、同レポートは冷戦後における米国の基本的国家戦略を再構築したものであり、日本の安全保障政策にもその文脈に基づいた影響を及ぼすに留まるはずであった。しかし、上述したソ連に代わる新たな脅威のうちの 4 番目、「米国益に対する経済的危険」が暗に日本を指すものではないか、として日本国内で議論を呼びおこした。当時の日米関係は経済摩擦がピークに達し、米国内では「日本脅威論」がそれまでになく台頭していた。1994 年の細川 - クリントン会談でも、話題の大半は米国の対日輸出製品をめぐる数値目標についての交渉に終始しており、その交渉も結局は決裂したのである²⁵。

この時期における米国の日本に対する印象は「極東における重要な同盟国」というよりは「経済分野における潜在敵国」に近いものであった。クリントン政権の重点は安全保障よりも経済面に置かれており、この文脈からも「日本敵視」の風潮は強かったものと思われる。また日本側にも 1980 年代末の FSX 開発問題以降、「謙米」の風潮は蔓延し始めていた。ちなみに、栗山尚一駐米大使（当時）はこの状況を「2 隻の巨大な船が方向感覚を失い、荒海の中を漂っている²⁶」と表現している。

²¹ 「ローマ宣言」については紙幅のため詳しい説明を省略するが、井出重昭「NATO ローマ宣言の裏面に米欧の角逐」『CORRIDOR 88』（1991 年 12 月）に詳しい。

²² アスピ国防長官によれば、「Bottom-Up Review」とは「防衛の概念、計画、プログラムすべての徹底的な再評価」という意味である。外岡秀俊他『日米同盟半世紀』（朝日新聞社、2001 年）488 頁

²³ 外岡秀俊他、前掲書、488 頁

²⁴ Les Aspin, Secretary of Defense “Report on the Bottom-Up Review”, 1993 <<http://www.fas.org/man/docs/bur/>>

²⁵ 外岡秀俊他、前掲書、491 頁

²⁶ 栗山尚一『日米同盟』（日本経済新聞社、1997 年）、122 頁

第 2 節 樋口レポート (1994)

「Bottom-Up Review」において米国が日本を牽制する内容を盛り込んだのと同様、日本もまた、米国に対して距離を置く報告書を発表した。それが、1994 年に発表された「日本の安全保障と防衛力のあり方」、通称「樋口レポート」である。

細川護熙首相（当時）の私的諮問機関である防衛問題懇談会は、アサヒビールの樋口廣太郎会長を座長として 1994 年 2 月に発足した。計 20 回の勉強会を行い、半年後の 8 月に件の「樋口レポート」を提出したが、その間政権は既に細川の手を離れ、羽田孜を経て自社連立政権の村山富市の手に渡っていた。

同レポートでは「能動的かつ建設的」な安全保障政策の重要性を説明した上で、「多角的協力の促進・日米安全保障関係の充実、信頼性の高い効率的な防衛力の保持が、3つの柱である²⁷」と結論付けている。中でも特に重視されたのが国連の下での「多角的協力」であり、「とりわけ国連平和維持活動を自衛隊の本隊業務とすることや平和維持部隊(PKF)を含む PKO に積極的に参加するべきだと主張した²⁸。」

ここで問題となったのが、「3つの柱」の 1 本目に「多角的協力」が据えられ、「日米同盟」は 2 本目に甘んじたことであった。米国の一部（P. クローニン、M. グリーンら）はこの順序の逆転を、東アジアでの「米国のコミットメントの弱まりに対するヘッジ」、または「日米軍事協力からの逸脱²⁹」を日本が志向しているものとして捉え、日本に対して懸念を表明するとともに、同盟の将来について危機感を募らせた。尤も、この懸念或いは危機感に基づく批判は、単純に日本側の多国間主義への傾斜を非難するものではなかった。というのも「批判派」の多くは、クリントン政権の対日政策が貿易を中心とした経済問題に偏りすぎていたことに不満を感じており、「樋口レポート」は「米国の『日本叩き』と『日本軽視』がもたらした結果だ、という論理を打ち出して³⁰」、政権に対し政策転換を求めている。つまりこの批判は一方で、政治的キャンペーンに利用されていたに過ぎない、という側面も併せ持つ。事実、この後自らのイニシアティブで同盟の「再定義」を実行することになるジョセフ・ナイは「どこに問題があるのか、ちっともわからなかった³¹」と述懐している。

「批判派」の政治的キャンペーンに利用された感もある「樋口レポート」は、しかし確実に日米同盟を「再定義」へと向かわせた。同レポートと時を同じくして作成された「日米同盟再定義³²」は、「防衛大綱」と「ガイドライン」の見直しを主張し、樋口レポートの批判を展開した。

第 3 節 東アジア戦略報告 1995(1995)

1994 年 9 月ジョセフ・ナイが国防次官補就任したことを契機として、後に「ナイ・イニシアティブ」と呼ばれる日米同盟「再定義」政策は本格化した。ナイは日米関係が「漂流」していることに常々危機感を感じており、また米国の東アジアにおける戦力、すなわち同地域におけるプレゼンスが低下することを間違いと見做していた。「2 正面戦略」を重視していたナイは、そのためには「ブッシュ政権の描いた 9 万人体制では不十分で、ギリギリ 10 万人はいる³³」との持論をもっていたのだ。当時の米国は海外戦力を削減することを至上命題とし、「1990 年からの 3 年間で 10%乃至 12%の兵力削減を計画していた。実際、これに沿って日本から

²⁷ 防衛問題懇談会「日本の安全保障と防衛力のあり方」< <http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/documents/texts/JPSC/19940812.O1J.html> >

²⁸ 船橋洋一『同盟漂流』（岩波書店、1997 年）、259 頁

²⁹ 船橋洋一、前掲書、266 頁

³⁰ 船橋洋一、前掲書、265 頁

³¹ 船橋洋一、前掲書、265 頁

³² クローニン、グリーン、エズラ・ボーゲル、ポール・ジアラを中心とするグループは米国内で自主的な勉強会を開き、「樋口レポート」の内容を事細かに分析していた。その結果公表されたのが、「日米同盟再定義」（米国防大学マクニア・ペーパー 31）であり、この内容をジョセフ・ナイのイニシアティブによって具体化したものが、「東アジア戦略報告(EASR 1995)」として発表された。外岡秀俊他、前掲書、498 頁

³³ 船橋洋一、前掲書、277 頁

は、沖縄を中心に 6000 人の人員が削減され³⁴」ていたが、上述したような理由から、ナイはこの傾向を潔しとしなかった。策定中だった「東アジア戦略報告 (EASR、以下「ナイ・レポート」) では、アジア太平洋で高まりつつあった「米軍撤退パーセプション」に留意し、これ以上の撤退にクギを刺す意味でも、「10 万人」という限界線を設定する必要があったのだ。尤も、この数字は軍部からの批判により、後に「約 10 万人」と修正されることとなる。

「10 万人」という議論が先走り、本来の「日米同盟の長期的戦略を再定義する」という目的が見えにくくはなってしまったが、ともあれ、このような経緯でまとめられた「ナイ・レポート」は 1995 年 2 月に発表された。

「ナイ・レポート」は、その主な性格を「樋口レポート」のインプリケーションに対する反論に求めている。即ち、「(日米同盟は) 地域安定の基盤として、かつアジアの重要問題に米国の影響力を拡大する手段としての役割を担っている³⁵」とし、かつ「樋口レポート」が示した「多角的安全保障協力³⁶」路線は、日米同盟を補完するものであり、決して日米同盟に取って代わるものではない、ということを繰り返し主張していた。その上で、「Bottom-Up Review」で骨子を形成していた「関与政策」を再び強調し、暗に中国を指しその動きを警戒した³⁷。そしてそのためにも、「日米同盟ほど重要な二国間関係は存在しない³⁸」と改めてその重要性を確認するに至ったのである。

「ナイ・レポート」が策定される以前から、日米同盟は「3 本柱³⁹」で構成されているという見方が米国の大勢を占めていた。即ち、「安全保障同盟、政治的な協力、経済及び貿易」の 3 本である。「ナイ・イニシアティブ」以前は、この中でも特に「経済及び貿易」が重視され、一方で多くの政策担当者は「日米同盟を当然のことと考えて、経済問題の争点だけに関心を集中して⁴⁰」いた。それを同レポートでは「貿易摩擦がわれわれの安全保障同盟を損なうことを許してはならない⁴¹」として、こうした傾向を戒めている。この点もまた、同レポートに大きな意味を与えている。

³⁴ 船橋洋一、前掲書、277 頁

³⁵ 国防総省報告「米国防総省の第三次東アジア戦略構想」『世界週報』(1995 年 3 月) 括弧内筆者。

³⁶ 「ナイ・レポート」では、この部分を「ARF のような新しい多国間の場に積極参加すること」と置き換えて論じられている。国防総省報告、前掲書

³⁷ 対中エンゲージメントの示唆については、船橋洋一、前掲書、276-309 頁に詳しいが、ここでは米国の対日米関係に対する認識に特化することを目的としており、また紙幅の制限もあるため、詳しい説明を割愛する。

³⁸ 国防総省報告、前掲書

³⁹ ここで言う「3 本柱」とは、本研究同章第 2 節で説明している「3 つの柱」とは根本的に内容を異にする。

⁴⁰ ジョセフ・ナイ(インタビュー) 外岡秀俊他、前掲書、504 頁。ナイは、この問題意識がナイ・イニシアティブの根拠であると同書の中で述べている。

⁴¹ 国防総省報告、前掲書

第 2 章 日米同盟「再定義」

「樋口レポート」と「ナイ・レポート」をきっかけとして、日米安保体制は「再定義」への道を歩み始める。防衛庁は二つの報告書をふまえた上で、1976 年に策定された「防衛計画の大綱」の見直し作業に入った。一方、日米の防衛当局は、共同して日米安全保障関係の「再定義」を行うための文書を作成していた。本章では、日米安保「再定義」から、その後の日米安保体制を追っていく。

第 1 節 新防衛大綱 (1995)

1995 年 11 月 28 日、「ナイ・レポート」に対する日本側の回答となる「新防衛大綱⁴²」が発表された。これは 1976 年に策定された「防衛計画の大綱」を、冷戦後の国際環境にふさわしいものとする目的で、細川連立政権時に「防衛問題懇談会」で改定が検討されたものである。「防衛問題懇談会」で提出された「樋口レポート」に対し危機感を強めた米国は、1995 年 2 月 27 日に「ナイ・レポート」を発表、日米同盟への呼び戻しをはかったのである。

「新防衛大綱」は、本来ならば 1995 年 11 月 15 日からのアジア太平洋経済協力会議への参加のため来日が予定されていたクリントン米大統領と、当時の村山首相との日米首脳会議で発表が予定されていた共同宣言後に閣議決定されるはずであった⁴³。その時発表されることになっていた「日米共同宣言案文」には、次のような記述があった。「両国首脳は、21 世紀の安全保障計画の出発点として米国の『東アジア戦略報告』や近く公表される日本の新『防衛計画の大綱』を念頭に置きつつ、一層効果的な将来の安全保障協力のために安全保障政策の整合性を図る努力を続けるとの決意を表した⁴⁴」。久保田穰氏は、この一文を引用した上で、次のような指摘を行っている。「案文のこの一節が示していたように、新『大綱』の『東アジア戦略報告』との一体性を明確にするとともに、上述の『防衛問題懇談会』の報告書に見られたような、安保の位置付けについての日米間の齟齬を、米側の意図するものに則して、『整合性を図る』とした言葉により、解消することを新大綱は意味もしていたのである⁴⁵」。では、具体的にどのような「米側の意図」を「新大綱」の中に見ることができるのだろうか。「米側の意図」とはすなわち、日本が日米同盟から離れるのを阻止し、冷戦後の日米同盟関係に新たな意義を与え、東アジアにおける米国のプレゼンスを維持することである。「新大綱」においては、「樋口レポート」の中でその意義が繰り返し強調されていた「多角的安全保障協力」という言葉は見当たらない。日米関係については、その意義と協力体制の重要性を強調し、日米同盟の堅持を主張している⁴⁶。さらに日米関係は「多国間安全保障や国連の活動に資するもの」であるとの位置付けがされている。つまり、ここに米国の地域的影響力低下の観点から多角的安全保障体制を謳った「樋口レポート」の修正を見ることができるのである。日米関係の強化を図り、日本の中に見られる「同盟離れ」を修正するという米国側の思惑は、「新防衛大綱」により日本側の同意を得る形となった。また、「新防衛大綱」においては、自衛隊の役割を国土防衛から海外での活動に拡大していた。「ナイ・レポート」で求められた日本の地域的ならびに地球規模での安全保障上の貢献、そして日米関係強化を、「新防衛大綱」は明記することになったのだった。

⁴² 「平成 8 年度以降に係る防衛計画の大綱について」『日本の防衛』1995 年

⁴³ 『沖縄タイムズ』1995 年 11 月 21 日

⁴⁴ 久保田穰『安保条約はなぜ「再定義」されたのか』「法学セミナー」1998 年 2 月

⁴⁵ 久保田穰、前掲論文

⁴⁶ 前掲書、「平成 8 年度以降に係る防衛計画の大綱について」では『日米安全保障体制が我が国の安全及び周辺地域の平和と安定にとって引き続き重要な役割を果たしつづけるとの認識に立てば、今後ともこれを基本的に踏襲していくことが適当である』としている

第 2 節 日米安保共同宣言 (1996)

「両者は、日米間の協力の基盤は引き続き堅固であり、21 世紀においてもこのパートナーシップが引き続き極めて重要であることで意見が一致した⁴⁷」。日米安保体制「再定義」の結実である「日米安保共同宣言」において、日米は「新防衛大綱」と同様に、重ねて日米関係の重要性を強調した。上述したように、「日米安保共同宣言」はクリントン米大統領と村山首相によって行われるはずであった。しかし、クリントン大統領の来日は、米国連邦議会との財政赤字に関する対立を理由に延期された。クリントン大統領が来日を延期したことについて、議会との対立とは「表向き」の理由に過ぎず、当時の村山政権下で 95 年 11 月にまとめられた「共同宣言案」が米国側の納得のいくものではなかったからではないかという指摘がある⁴⁸。その指摘によると、「宣言案」とクリントン大統領と橋本首相によって署名された「宣言」には、2 つの点で重要な違いがある。第一に、「共同宣言」には「米軍の円滑な日本駐留が日米安保体制の中核的役割を果たす」という記述があることである。「宣言案」においては、そのようなことは明記されておらず、むしろ同年 9 月に沖縄県で起こった米兵による少女暴行事件を念頭におき、「大統領と首相は、米国の基地や米軍の活動が日本のいくつかの地域社会に与える影響について認識した」という米軍に対する否定的な表現さえされている。第二に、これは米側の対日政策を考える上で非常に重要なことであるが、1978 年策定の「日米防衛協力の指針」の「見直しを開始することで意見が一致した」としたことである⁴⁹。このことは「宣言案」では全くふれられていなかった。以上に挙げた指摘⁵⁰から読み取れる重要な点は、米国にとって「米軍の日本駐留の確約を得ること」と「日米防衛協力体制を見直す」ことを日米安保「再定義」の結実である「日米安保共同宣言」で明記することによって、揺るぎないものとするのが最大の目的であったということである。

日米安保を「再定義」することの意義は、日本を日米同盟につなぎとめておくことと、それ以上に、米軍の日本駐留を日本側に強く確認し、さらにはその協力体制について見直しを図るということにあったと言える。共同宣言の中では、在日米軍駐留費負担の継続と、「日米物品役務相互提供協定」(ACSA⁵¹)の締結、「沖縄に関する特別行動委員会」(SACO⁵²)の作業状況についても言及・評価しており、「新防衛大綱」に示された日米同盟関係の強化の具体化へ動き出したと言えるだろう。「日米安保共同宣言」は、冷戦期の日米協力体制を見直し、新たな国際環境に見合った関係へ変化させるという共通目的の遂行を日米両国の首脳同士が確認し、その後の日米安保体制を方向付けたという点において、非常に重要な転換点であった。

SACO は 1996 年 12 月 2 日に最終報告を提出し、共同宣言の 2 日前に締結された ACSA は、当初の「有事での適用は想定していない」との政府当局者の話にも関わらず、その後 1998 年 4 月 28 日に有事の際にも適用できるよう改定案が周辺事態法、自衛隊法改定案とともに、国会に提出されることになるのである⁵³。樋口レポートに始まり、ナイ・イニシアティブを受けて方向転換した日米安保体制は、こうして確実に米国の思惑通りの変化を遂げていったのだった。

47 「日米安全保障共同宣言」『外交青書 40 号』1996 年、237 - 240 項

48 久保田穰、前掲論文

49 「ガイドライン」の見直しについては、ナイ・レポートに影響を与えた「日米同盟再定義⁴⁹」においても主張されている

50 これらのことが明示されなかった社会党首班の政権のあいまいな「宣言案」に、米国は署名することができなかったため来日を延期したという指摘が適切かどうかはわからない。ただ、沖縄での事件が村山政権にとっては日米安保再定義に対する内向きな評価となったのに対し、米国当局者にとっては日米安保体制の重要性を学び、ナイ・イニシアティブをよりダイナミックに促す働きをしたという点は見逃すことができない。日米同盟の重要性を痛感したからこそ、より米側の意向に沿った同盟関係を構築できる可能性のある政権との間で「共同宣言」を行いたいと考えても不思議ではない。

51 「自衛隊と米軍が、共同訓練、国連平和維持活動及び人道的国際救援活動に必要な物品・役務を相互主義の原則に基づき提供し合う枠組みを定める」< <http://www.jda.go.jp/library/wp/2000/ryakugo/ar120002.htm>>

52 沖縄県における在日米軍の負担軽減と効率的な運用を目指した日米による特別行動委員会

53 山内敏弘『日米新ガイドラインと周辺事態法』(法律文化社、1999 年)、3 項

第 3 節 新ガイドライン (1997)

「共同宣言」において合意に至った軍事面における協力推進の具体化が、「日米防衛協力のための指針」、いわゆる「ガイドライン」の見直しである。「新ガイドライン」は周辺事態における日米協力体制を規定したものであり、その範囲を日本の国土防衛だけでなく、アジア太平洋地域にまで広げ、地域の安定に寄与するものとした。さらに重要な意義は、日本有事以外の事態において、日本が基地提供およびその他の便宜供与に限定されない対米協力の実施へと初めて踏み出したことである⁵⁴。

「新ガイドライン」は「平素から行う協力」「日本に対する武力攻撃に際しての対処行動等」「日本周辺地域における事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合(周辺事態)の協力」の 3 つの分野にわたり、日米両国の役割や包括的な調整メカニズムについての方向性が示されている。有事に限らず、平時における準備段階から行う日米相互協力計画と、日本に対する武力攻撃に際しては日米共同作戦計画を検討し、相互に整合性を図ることによって自衛隊と米軍の円滑な共同対処行動を行えるようにすることがその目標である。

「新ガイドライン」の実効性を確かなものにするために、1999 年 5 月 24 日「新ガイドライン関連三法」が成立した⁵⁵。「新ガイドライン関連三法」とは、すなわち周辺事態法、自衛隊法改正法、ACSA 改定案のことである。周辺事態法により、日本の近隣地域で米軍が絡む「有事」と日本が認定し、米軍の支援を行うことができるようになる。また、自衛隊法改正法によって自衛隊機に限られていた在外邦人の救出を艦船などでも可能になるほか、ACSA 改定を受けて、周辺事態において米軍と自衛隊の間で燃料などの融通ができるようになった⁵⁶。米国防総省でアジア・太平洋問題を担当し、95 年の「ナイ・レポート」作成にも関わったワレス・グレグソン氏は、朝日新聞とのインタビューの中で「新ガイドライン関連法案」成立について次のように答えている。「日米の同盟関係はより深く、広範になり、軍事協力はより効率的になる。日米同盟は、欧州とのどんな関係よりも強固だ⁵⁷」。

第 4 節 東アジア戦略報告 1998 (1998)

「新防衛大綱」から「日米安保共同宣言」を経て進められてきた日米安全保障体制の再構築について、米国は果たしてどのような評価をしているのだろうか。その答えを知るために非常に重要な文書として、「東アジア戦略報告 98 (以下: EASR98)」をあげることができる。1998 年 11 月に国防長官ウィリアム・コーエンによって発表された同報告書は、「ナイ・イニシアティブ」から日米安保「再定義」と、それによる「新ガイドライン」制定などの動きを受けて、日米同盟の重要性を再度強調するとともに、日本の姿勢を評価している。「日米同盟の強化」という項目において、「同盟の目的と役割に関するいくつかの前提に疑問が生じた⁵⁸」後の日米関係は、「過去 3 年間に、この新たな環境を反映する協力の枠組みと構造を更新するため積極的に行動してきた⁵⁹」と好意的な評価を下している。また、「新ガイドライン」の発表を、日米関係と地域安全保障のための新たな時代の幕開けと捉え、より効果的な二国間協力の基盤として「域内のほかの国々が今後それぞれの防衛関係や戦略を確立・更新する際の模範となるべきである⁶⁰」とさえている。さらに、SACO 最終報告に見られるような取り組みが、受け入れ国にとっても、米軍の地域でのプレゼンスを維持する上でも重要であったとした。日米同盟は、東アジア地域における同盟関係のモデルであったのだ。

⁵⁴ 長島昭久『日米同盟の新しい設計図』(日本評論社、2002 年) 148 - 152 項

⁵⁵ 川上高司『米国の対日政策 改訂版』(同文館出版、2001 年) 242 - 243 項

⁵⁶ 『朝日新聞』1998 年 5 月 25 日付け

⁵⁷ 『朝日新聞』1999 年 5 月 7 日付け

⁵⁸ ウィリアム・コーエン「東アジア太平洋地域に関する米国の安全保障戦略」<<http://www.people.or.jp/~isao/isaohp1/amerika1.htm>>

⁵⁹ ウィリアム・コーエン、前掲書

⁶⁰ ウィリアム・コーエン、前掲書

第 3 章 アーミテージ・レポート

「アーミテージ・レポート」は公的な文書ではなく、研究グループの意見という形で発表されたものであった。では何故そこまでこのレポートに注目する必要があるのだろうか。この章では、「アーミテージ・レポート」について検証してみたい。

第 1 節 「アーミテージ・レポート」とは

2000 年 10 月、米国の対日政策について言及された「INSS 特別報告」、いわゆる「アーミテージ・レポート」が公表された。このレポートはアーミテージ元国防次官補が中心となり米国の超党派の研究グループによって作成されたものであった。このレポートは公的な文書ではなく、あくまで研究グループの意見が反映されたものであった。

まずこのレポートにおいて注目されるのは、レポート作成に関わった人物達である。レポート作成の中心になっていたのはリチャード・アーミテージである⁶¹。アーミテージは、米国海軍士官学校を卒業後、レーガン政権では国務次官補、ブッシュ政権では旧ソ連緊急支援大統領特使を務めた。また彼は日本重視の政策を主張することでも有名である⁶²。さらにポール・ウォルフオビッツ、ジェームス・ケリー、マイケル・グリーンだけでなく、クリントン政権において対日政策を担当していたジョセフ・ナイヤカート・キャンベルまでがこのレポートに関わっていたのだ。「アーミテージ・レポート」はこのような米国の主要な対日政策の専門家を網羅し、十分な議論がなされて出されたものであった。そしてアーミテージをはじめ、このレポートに関わった主要な人物の多くが、その後のブッシュ政権の高官となっている。このことから、このレポートに言及されている内容は注目すべきものであると考えられる。

また、「アーミテージ・レポート」においては、それまで日米安保「再定義」の評価を一変させたことでも注目されるレポートである。

第 2 節 レポート要旨⁶³

序文では、アジアが米国の政治・安保・経済・その他国益のために非常に重要な場所であると言及されている。アジアでは、依然として紛争の脅威が存在している。世界最大、かつ最新の軍隊が点在しており、核武装した国々が存在している。アジアにおいて米国の、各国との 2 国間関係がこの地域に安定をもたらしており、日米同盟はその中心に位置していると言及されている。また、日本が地域の安定に寄与しているとして 90 年代初期におけるカンボジアでの国連平和維持活動への参加、各種の防衛交流と安保対話、ASEAN 地域フォーラムへの参加、新たな ASEAN プラス 3 (日本・中国・韓国) のグループ作りなどを例に挙げ、中でも日米同盟が地域の秩序の基盤となっているとした。その上で 21 世紀に向けての日米同盟の基盤を構築するために超党派で行動目標を策定している。

主要なテーマとして、まず同盟の「漂流」について言及されている。ソ連という共通の脅威がなくなった後日米同盟は、自身の必要性が問われるようになった。90 年代に入ってから米国の日本に対する関心は専ら経済問題に集中していった。そのような中で朝鮮半島危機、沖縄の暴行事件、更に台湾海峡危機の発生によって日米は、日米同盟の重要性を再確認するに至ったのであった。その後 1996 年には、「日米安保共同宣言」が発表され、「ガイドライン」の改定、「SACO 報告」、「TMD 共同研究」までに至ったがこのレポートではこ

⁶¹ 現在米国国務副長官。

⁶² 産経新聞 1993 年 3 月 30 日。

⁶³ 『アーミテージ報告要旨 米国と日本・成熟したパートナーシップへ向けて』(エコノミスト 2001 年 7 月 10 日号)

れ以上の進展がなかったことを指摘している。この部分が、米国が日米安保「再定義」に対して評価を一変させたと考えられる根拠となっているのである。

次の項目では政治についての報告がなされている。まず日本の政治が長期的な変革過程に入ったとして、これが日米関係を活性化させる可能性もあると指摘している。そして、日本に対して米国が新たな政策を提示しなかったことによって日米双方が同盟に対する理解を失ってしまったことに触れ、お互いに指導力を発揮できれば日米協力関係を完璧に実現できるであろうとしている。

次は安全保障問題である。この項目ではまず、アジアが 21 世紀において特に重要であると明言している。また在日米軍基地の使用が可能であるからこそ、米軍は太平洋からペルシャ湾に至るまでの地域に影響力を行使できるのであると述べている。その上で、「集団的自衛権」を日本が禁じていることが、日米同盟における日本の協力を拘束していることは事実であるが、この問題をどうするかは日本側が独自で決める問題であり、米国は日本のより大きな貢献、より対等な同盟パートナーとなる意欲を尊重しなければならないと述べている。そのためには防衛コミットメントの再確認⁶⁴、日本の新ガイドラインの着実な実施、米軍と自衛隊の活発な協力、日本の平和維持活動、人道救援活動への全面的な参加、多目的性、起動性、柔軟性、多様性を備えた米国の兵力構成、米国防技術の日本への優先提供、日米ミサイル防衛協力の拡大の 7 つを挙げ、日米の関係を「バードンシェアリング」から「パワーシェアリング」へ発展させる時であると述べている⁶⁵。

次は沖縄問題である。はじめに沖縄が東アジアにおいて米軍が展開するのに死活的であり、日本の防衛にも大変重要であると述べている。また沖縄への兵力集中が日米に負担を強いており、政治的見地に立てば駐留維持と信頼性を確保するためにも沖縄県民の負担を減らすことは重要であると明言している。「SACO 合意」だけでなく、海兵隊の配備、訓練等を考慮することは重要であるとしている。

情報に関する項目では、国家安全保障担当補佐官が情報協力強化を国家政策とすること、CIA 長官が日本の優先政策に見合う形で協力拡大に努めること、情報衛星など日本独自の情報能力確立を米国が支持することなどが示された。

次は経済問題である。経済問題では米国が日本に対して勤める政策として、経済システム改革の促進、短期的な財政金融刺激策、会計、商慣法の透明性拡大、自由貿易協定の奨励などが挙げられていた。

外交問題においては、米国が日本の外交協力を「小切手外交」とみなすような見方を捨てるべきであるとはっきり明言している。また米国は日本独自の目標にも配慮し、日本にとっては多国間との努力が重要であるということを認識しなければならないとしている。そして主な政策として、米国のアジアの前方展開プレゼンスの維持、日本の安保理常任理事国入りの支持、中国に対する戦略的対話に引き続き関与すること、朝鮮半島の和解促進、ASEAN の自立的、民主的な繁栄の奨励、インドネシア領土保全、復興支持などが挙げられた。

そしてまとめとして日米の今後の対応によってアジア太平洋地域の安全と安定、将来の可能性が定義されることになると結論付けている。

第 3 節 分析とその意義

「アーミテージ・レポート」には集団的自衛権の行使に関する言及や、沖縄の海兵隊配置見直しなどが書かれていた。そして最も重要なのがそれまでの日米安保「再定義」の評価を一変させていることである。そこで本節では、何故日米安保「再定義」評価を一変させたのか、その要因について論じてみたい。

⁶⁴ 米国が日本防衛に対するコミットメントを再確認すること。また尖閣諸島は日本の施政権下にあることを明らかにするべきであるとしている。

⁶⁵ バードンシェアリングとは「負担の分担」であり、パワーシェアリングとは「力の分担」である。つまり日米同盟において両国がより対等な役割を果たすようになるということである。

1996 年 10 月、米国において外交問題評議会と呼ばれる超党派で結成された研究グループが日米安保に関する長期的な研究を始めた。この研究は翌年の 3 月まで続いた。この研究グループの議長を務めたのが前国防長官であったハロルド・ブラウンとアーミテージであった⁶⁶。この研究の目的は、日米同盟が危機に際して有効に機能できないのではないかと疑問を明らかにすることであった。実際に朝鮮半島、台湾海峡、南シナ海、香港、ペルシャ湾、日本本土における有事や、日米両国でのテロなどを想定した議論が行われた。その結果、いずれの場合でも日米同盟の軍事的な責任と能力の不均衡、日本の集団的自衛権の行使禁止による共同防衛の大幅な制限のために、日米同盟が軍事同盟として機能しない可能性が高いことがわかったのであった⁶⁷。また平時においても実質的に機能しない日米同盟に対して米国民から強い反発が起こり、日本でも自国民に対して日米同盟の効用を明言していないために、日米同盟が米国のために奉仕しているだけのものと誤解されてしまう恐れがある。これを放置すれば、日米同盟の存続すら危うくなるという考えを示したのであった。

この研究グループの出した最終報告書では、自衛隊の地域有事対処への参加拡大、東アジアに駐留する米軍のより有効な運営、戦域ミサイル防衛を含む軍事技術強力の推進、安保関連情報の共有拡大、テロと核拡散防止の協力強化、日本の政治指導者による、日本国民への日米安保の効用の説明の 6 つの事項が日米同盟強化において重要であると結論付けている⁶⁸。このようにアーミテージは、「アーミテージ・レポート」を出す前から日米同盟に対してこのような問題意識を持っていたことがわかる。この報告が出された意義に関する分析は第 4 章において行なうとする。このレポートに記されていない日米安保「再定義」の評価変更の要因は、この報告書に求めることができると考えられる。

次に「アーミテージ・レポート」がその後の米国の国防政策とどのように関係しているのかについて考えてみたい。アーミテージはブッシュ大統領が当選する以前からつながりがあり、ブッシュのテキサス州知事時代の安全保障政策顧問であった。故にブッシュ政権発足の折には米国首脳級ポストに就くことも予想されていたのだ。「アーミテージ・レポート」を作成中であった 2000 年 9 月には来日し、インタビューを受けている⁶⁹。その中でアーミテージは、現在まとめている報告書（アーミテージレポート）について「次の大統領が誰になると、対日政策決定の基礎にしてもらうことを意図している⁷⁰。」と次の米政権の提言であることを明言している。またアジア太平洋地域における米軍 10 万人体制の維持については「私が新政権に入ったなら、10 万人という数字は除くように主張する。人為的な数字には意味がない。兵員数を決めるのは地域情勢のはずだ⁷¹。」と答えた。

「アーミテージ・レポート」発表後、12 月にブッシュが大統領選における事実上の勝利宣言を行なった。そして政権の主要な人事の人選が行われた結果、国務副長官にはアーミテージが内定し、国務省東アジア・太平洋問題担当次官補にはジェームス・ケリーが内定した。ブッシュ政権では東アジア政策担当の要職に知日派が多く起用されたのだ⁷²。これはブッシュ政権が対日政策を重要視している結果であると考えられる。

また、2001 年に国防総省から発表された国防報告⁷³では、東アジアに展開する米軍の半分は日本に駐留しており、日米同盟はアジアにおける米国の安全保障戦略の要であるとして、日本が米国にとって特に重要な存在であることを明言している⁷⁴。またアーミテージがインタビューで明言したとおり、10 万人という数字は

⁶⁶ 産経新聞 1997 年 4 月 5 日。

⁶⁷ 産経新聞 1997 年 4 月 5 日。

⁶⁸ 産経新聞 1997 年 5 月 31 日。

⁶⁹ 『インタビュー リチャードアーミテージ氏 米朝関係改善はゆっくりと』（世界週報 2000 年 10 月 10 日号）

⁷⁰ 『インタビュー リチャードアーミテージ氏 米朝関係改善はゆっくりと』（世界週報 2000 年 10 月 10 日号）

⁷¹ 『インタビュー リチャードアーミテージ氏 米朝関係改善はゆっくりと』（世界週報 2000 年 10 月 10 日号）

⁷² 産経新聞 2001 年 1 月 16 日。

⁷³ Annual Report to the President and the Congress

⁷⁴ 『米国の 2001 年国防報告』（世界週報 2001 年 5 月 22 日号）

国防報告から削除されていた⁷⁵。

以上のことから、現在の米国の国防政策に対して「アーミテージ・レポート」が影響を与えていることは間違いないと言える。

小結

「アーミテージ・レポート」が現在のブッシュ政権の安全保障政策を見ていく上で、とても重要なレポートであるということがわかった。このレポートにおいて日米安保「再定義」の評価が一変したのは、現状の日米同盟では実際の運用には耐えることができず、究極的には同盟自体が崩壊してしまう恐れが出てきたことが一つの要因となっていることがわかった。この見解がレポートとして公表されたのは 1997 年である。しかし、「アーミテージ・レポート」が出る 2000 年まで米国政府の公式な「再定義」に関する評価は変わっていないのだ。何故この間に米国政府の「再定義」に関する評価は変わらなかったのだろうか。次章以降ではこの問題を様々な観点から分析する。

⁷⁵ 毎日新聞 1 月 18 日。

第 4 章 米国の「失望」

本章は、一連の日米同盟関係の強化推進をめぐる変遷をすなわち米国の対日評価の「期待」から「失望」へ至る変遷の過程として捉えたものである。その米国の「失望」は 2000 年に発表されたアーミテージ・レポートにおいて、米国による日米安保体制の「再定義」以降の好意的な評価から突如方向転換した形で示された。米国の「失望」は 1998 年ごろから広がり始めていたが、本章はなぜその「失望」が 2000 年というタイミングで公にされたのか、その答えに迫ることを狙いとする。

第 1 節 自民党安全保障調査会の「試み」

ガイドラインの改定を政治の重要課題に押し上げた日米安保共同宣言の胎動は、1996 年、自民党の安全保障調査会から始まっていた。同年 1 月に新たに同調査会の会長に就いた元防衛庁長官の瓦力は、日米首脳会議に向けた提言として 3 月に「日米安保体制の今日的意義⁷⁶」をまとめた。日米関係を東アジアの平和と安定の「かなめ」とし、「ガイドラインの内容を充実させる」ことを謳い日米安保共同宣言の下敷きとなった同提言を皮切りに、1997 年 3 月 18 日に「提言・危機管理総論⁷⁷」を、同年 4 月 18 日に「日米安保共同宣言と今後の安全保障⁷⁸」を、更に同年 7 月 8 日には「ガイドライン見直しと新たな法整備に向けて⁷⁹」を相次いで発表し、日米安全保障体制の積極的な強化方針を推し進めた。これらの提言書から日米安全保障体制に関わる部分を整理すると以下ようになる。

「提言・危機管理総論」はその序章で、日本の危機管理体制は「非軍事的な事象」のみを扱ってきたが、日本の周辺地域の「不安定性及び不確事性」に対応するため「トータルな危機管理」を構築する必要性を指摘している。また同提言書は「具体的提言」と銘打った章において、「緊急事態対応策の早期検討及び日米防衛協力のための指針の見直し」を挙げ、「各種対米協力措置（施設・区域面での協力や米軍に対する後方支援）の検討」を「早急に」行うべきとしている。

「日米安保共同宣言と今後の安全保障」は「わが国が、この共同宣言（日米安保共同宣言）を受けて何を具体的にやるべきか、また何をなさなければならないのか、といった事柄」に重点が置かれている。「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）見直しの推進」のため以下のような点を重視するとされた。（1）国内の危機管理体制の整備（指揮調整系統一元化、情報体制の統合分析評価機能拡充、米側との情報交換など）、（2）円滑な日米防衛協力に必要な法制等の基礎の整備（自衛隊の行動、米軍の行動及び対米支援にかかわる法制度の整備）、（3）具体的な計画の準備と国家レベルでの訓練の実施（防衛にかかわる日米共同計画、日本周辺の有事に対応するための対米支援計画、非戦闘員を退避させるための計画などの具体的な計画）、（4）集団的自衛権の行使について（「ガイドライン見直しは、憲法の枠内で行うことになっているが、具体的に何ができるかを詰める際に、集団的自衛権の行使との関係も検討される」としていた）

「ガイドラインの見直しと新たな法整備に向けて」は新ガイドライン発表の 2 ヶ月前に公表され、この「提言に盛り込まれている事項は、冷戦後のわが国が現在及び将来の安全保障を考える上で、もはや避けて通ることの出来ない重要な事柄である」と強調した。同提言書の第 2 章「『有事法制』研究の現状と今後の課題」の作成には防衛庁内局も関与しており、「有事法制のみならず、周辺事態をはじめとする（中略）緊急事態に国家と

⁷⁶ 中島邦子「『外交政策決定要因』5 カ国国際会議、第 5 章日本の安全保障政策決定過程における自由民主党務調査会の役割」
<http://research.php.co.jp/field/kokusai/gaiko/5.html>

⁷⁷ 周辺事態法・有事立法・新ガイドライン関係資料集 <http://www2.odn.ne.jp/btree/syuhen/doc/LDPkiki.htm>

⁷⁸ 周辺事態法・有事立法・新ガイドライン関係資料集 <http://www2.odn.ne.jp/btree/syuhen/doc/Jiminch.htm>

⁷⁹ 周辺事態法・有事立法・新ガイドライン関係資料集 <http://www2.odn.ne.jp/btree/syuhen/doc/LDPyuji.htm>

して有効に対処するための法制についても、政府をあげて早急に研究し、整備しなければならない⁸⁰」という問題提議にも、それまでの数十年に亘る政官の研究結果を提言のバックグラウンドにして法制化に備えていた。安全保障調査会によるこれら一連の提言は後の新ガイドラインと周辺事態法へとつながるものであり、単なる党の提言ではなく、立法化を十分に視野に入れて作成されていたのであった。

第 2 節 米国の「期待」

自民党の安全保障調査会によって繰り返し発表された上述のような提言は、当時の日本が「自社さ」連立政権（1996 年 1 月 11 日～1997 年 9 月 11 日）であったことから、必ずしも内容がそのまま政策として実行され得るとは限らなかった。しかしながらそのような議論が活発化されていくことに対し、米国も新たな「期待」を抱いていたのである。

1997 年 5 月 31 日、ブラウン元国防長官やアーミテージら超党派の対日安全保障政策決定の中心グループによって外交評議会（Council on Foreign Relations）から「戦争の試練と平和の重圧・日米安保関係⁸¹」が発表された。同報告書では、この時点における米国の日本へ対する最大の期待（＝要求）が示された。同報告書は、まず日米同盟の意義として「日本の防衛・米軍のパワー投入の拠点・対中防衛・ビンの蓋論」を挙げた上で、「日米同盟の再構築と強化こそが両国の国益に合致するという前提から、同盟を二十一世紀にも確実に機能させていくための措置として」以下の 6 項目を「日米両政府」に対し勧告している点にも注目される。

（1）自衛隊の地域有事対処への参加拡大

- ・朝鮮半島有事の際に米軍を支援する戦闘後方援助、海上輸送路監視、掃海活動、米軍部隊の輸送、医療活動、戦闘地域からの民間人救出などの責務を明確にする。
- ・集団的自衛権の禁止解除が必要とみられるが戦闘自体への参加は必ずしも目指さない。

（2）在日、在東アジアの米軍のより有効な運営

- ・沖縄など地域社会との関係に最大限の善意を向ける。米軍には尖閣諸島の防衛責務があると明確にする。

（3）戦域ミサイル防衛を含む軍事技術協力(TMD)の推進

（4）安保関連情報の共有の拡大

（5）テロと核拡散の防止の協力強化

（6）日本の政治指導者による日本国民への日米安保の効用の訴え

同年、アーミテージが『世界週報』によるインタビュー⁸²の中で「集団的自衛権の憲法解釈変更が必要」と述べたように、米国側は新ガイドラインを受けた日本国内の「早急な法整備」と内閣法制局の集団的自衛権にする解釈変更の可能性に対して期待感を十分強く持っていた。アーミテージは加えて日本による「TMD 研究の推進」も高く評価し、日本の積極的な同計画への参加によって日米関係の強化を期待していた。

第 3 節 米国の「失望」

第 1 項 日本の政治的後退

アーミテージら米国もその実現を大いに期待した安全保障調査会の「野心的」提言ではあったが、目指したレベルからはかなり後退することとなった。これは、前述のようにガイドライン策定が「自社さ」連立政権時

⁸⁰ 74 に出典同じ（「ガイドラインの見直しと新たな法整備に向けて」より）

⁸¹ 「米外交問題評議会報告 侵食進む安保一挙に解体も」1997 年 5 月 31 日 産経新聞

⁸² 大熊良明「インタビュー 集団的自衛権の憲法解釈変更が必要」『世界週報』（1997 年 10 月）

に行われたことによる影響も挙げられるが、何よりも後退の最大の要因となったのは集団的自衛権行使を禁止する憲法解釈の壁であった。これは、周辺事態における日本の対米支援の一つとして行われる後方支援活動の範囲が次々と集団的自衛権をめぐる政治的判断によって縮小されていく過程においても明らかであろう。

後方支援活動に対する日本政府のスタンスを例に取れば、1997 年 3 月 31 日、橋本龍太郎首相が「日米防衛協力のための指針」(ガイドライン)見直しでは、朝鮮半島の危機・紛争など日本周辺で重要事態が発生した場合の防衛協力(戦闘への参加に直接関わる協力)の項目に、米軍による民間飛行場・港湾の利用や米軍兵士への医療提供などの具体策を明記しない方針を固めた」と新聞に報じられたように、早々と周辺事態での活動範囲の制限が決定された⁸³。

このような決定は集団的自衛権行使の禁止の現行解釈に縛られ、その他にも新ガイドラインに記された米軍への補給については「武器・弾薬を除く」との決定や海上自衛隊による機雷除去活動の範囲は日本領域及び戦域から離れた日本周辺公海上とその上空に限定するという決定がなされた。

ACSA⁸⁴の改定において周辺事態における自衛隊による輸送業務に「日本国の自衛隊による武器若しくは弾薬の提供又はアメリカ合衆国軍隊による武器システム若しくは弾薬の提供が含まれるものと解してはならない⁸⁵」とする決定が同じ理由からなされている。

1997 年 9 月に新ガイドラインが発表されて以降も、日本側からの日米安保体制の強化推進案は飛躍的な発展段階には至らなかった。政権内での憲法解釈をめぐる政治的論争のため周辺事態法案はその議論の政治的安定性を欠き、やがては妥結的な内容に後退していったのである。そもそも、当時の「自社さ」連立政権という体制においてこれらの問題に対する積極的かつ安定した政治的指導力が発揮される余地は元来少なかったともいえよう。

「自社さ」連立与党によって 9 月 24 日に新ガイドラインを決定されたことを受け、国会では関連問題を検討するための与党ガイドライン問題協議会が開かれた。しかし、「自民党は今後、速やかに有事法制の整備に向けた協議を始めたい考えだが、社民党は『周辺事態』の地理的範囲の明確化をあくまで求めるとともに、有事法制整備は憲法に抵触する恐れがあると反発している⁸⁶」という報道からも、政権の足並みが最初から揃っていなかったことが考察できる。このような国内事情を受け、日米双方から提案されたはずの同盟強化方針はもはや当初目標とした範囲からは大きく縮小してしまっていた。1999 年 3 月に審議が始まった周辺事態法案は 4 月には衆議院を通過し、同年 5 月に成立したが、その後も日本が TMD 構想についてはあくまで研究への参加に留まると発表⁸⁷するなど、その縮小化の傾向が逆転することはなかった。最終的に周辺事態法の内容をみると、同法で規定された日本の自衛隊が行える「後方地域支援としての物品及び役務の提供」ならびに「捜索救助」活動はその地理的な活動範囲が「後方地域」に限られ、後方支援として提供できる物資から武器・弾薬は除外された。結果、1997 年の CFR 提言書で期待された自衛隊の地域有事対処への参加拡大の試みは非常に矮小的な範囲に留まった。

⁸³ ガイドラインへの記載が見送られた分野

(1) 集団的自衛権行使との関係が問われている米軍に対する燃料などの物資の補給、医療などの役務提供

(2) 自治体との協議が必要となる米軍による民間飛行場・港湾の利用(民間協力分野)

(3) その他国内の省庁間協力や法整備が必要となるすべての事項

出典:「ガイドライン 民間空港・港湾の米軍利用先送り 今週見直し 具体策明記せず」産経新聞(1997年3月21日)

⁸⁴ 正式名称:日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定(1999年6月2日改定)

⁸⁵ 周辺事態法・有事立法・新ガイドライン関係資料集 http://www2.odn.ne.jp/btree/syuhen/doc/ACSA_n.htm

⁸⁶ 「与党ガイドライン協議会 社民 有事法制整備に反発 自民と隔たり大きく」産経新聞(1997年9月25日)

⁸⁷ 「構想の共同研究は同日、日米による書簡交換が完了し、その後本格化するが、日本が実際に導入するかどうかは別途判断することに」産経新聞(1999年8月17日)

第 2 項 「期待」から「失望」へ

1997 年の新ガイドライン発表をもって日米同盟の新たな発展段階を迎えたと期待していた米国の対日安全保障政策立案グループは、その後も日本国内の法整備や政治議論の推移を見守っていた。CFR から出された報告書内について前述したように、当初その期待感には日本の集団的自衛権行使の解禁問題にも言及していた。同報告書では、日本の対米支援範囲がこの問題によって不明確である限り、米国は「極東有事」作戦計画に日本を全く組み込まずに単独で対応せざるを得ない当時の現状を明らかにしていた。このように、日本が同盟関係の中で存在理由を失っていた状況を打開したい米国にとっては「憲法の枠内でも必要なことはできるというのが、基本的な認識」であり、日本の自己決定に期待をかけていたが結局「日本側が主張する「憲法上の制約」に一定の理解を示しながらも、『グレーゾーン』を中心に後方地域支援や自衛隊の運用で、どこまで踏み込むことが可能なかを明確に示すよう」その要求をトーンダウンせざるを得なかった⁸⁸。

1998 年 1 月 17 日に「日米関係 = 問題点と見通し⁸⁹」と題された報告書が米国議会調査局から日米両国の関係者の見解を基に米国の上下両院議員の法案審議資料として作成された。報告書では「新ガイドライン策定を日米同盟強化の歓迎すべき動きとして歓迎する」一方で、「日本政府が同ガイドライン実施に必要な関連立法の措置を敏速に取らないことへの米側の懸念を強調している」。安保関係についてさらに、「米国側では日本に対し在日駐留米軍経費の負担増大、在日米軍基地の存続受け入れ、有事の米軍へのより広範な支援を期待」するが、「そのいずれも期待外れに終わる可能性」もあるとして日本への不信を覗かせる。これに加え、「その場合には米国一般の日本防衛責務継続に対する支持が急速に減り、日米同盟は基本的な見直しに直面する」可能性があるとの表現に米側の空気の変遷が示されている。その一例として、米国の新聞の中には「日本が中国に遠慮して『台湾有事』を周辺事態から回避 (= 除外) しようとしている」と同盟国としての日本の姿勢を非難する声が紹介されている⁹⁰。

事ここに至り、米国は次第に「苛立ち」を色濃く現すようになった。実務面での同盟関係の「グレーゾーン」を解消することができずにいたため「1998 年以降米側が日本に、できることとできないことをはっきりさせてほしいと繰り返しこの点を強調してくるよう⁹¹」なるなど、米国の要求内容にも変化が出始めた。1999 年に成立した周辺事態法の内容も、同法に最後の期待をかけていた米国に「失望感」を抱かせたに過ぎなかった。結果、これらの試みに対する評価が、翌 2000 年のアーミテージ・レポートにおける「自身を刷新できないかのような日本⁹²」、「リスク嫌いの政治指導部⁹³」といった否定的な表現へとつながった可能性は十分に指摘できよう。

小結

自民党安全保障調査会の提言をきっかけに始まった有事における日本の責任拡大への試みに対し、米国は CFR 報告書で日本への最大の期待ともいえる勧告内容を示すなど、同盟関係の推進強化を積極的に歓迎した。しかしながら、日本の対米支援活動の範囲を決めるにあたり、集団的自衛権行使の問題に踏み込まなかったため、新ガイドライン作成の結果、その範囲は明らかに下方修正された。周辺事態法の成立過程でも地理的な制約によって日本の支援活動の範囲は更に限定されていった。

⁸⁸ 「ガイドラインの現実 (2)」産経新聞 (1997 年 6 月 10 日)

⁸⁹ 「日米関係悪化の兆し 米議会報告書」産経新聞 (1998 年 1 月 17 日)

⁹⁰ 「ガイドライン見直しで米ワシントン・ポスト紙批判」産経新聞 (1997 年 8 月 1 日)

⁹¹ 「ガイドラインの現実 (2)」産経新聞 (1999 年 6 月 10 日)

⁹² “Japan that appeared incapable of renewing itself”, Institution for National Strategic Studies “INSS Special Report”, 2000, 2nd chapter, 7th paragraph

⁹³ “Japan’s risk-averse political leadership”, Institution for National Strategic Studies “INSS Special Report”, 2000

日本による一連の同盟関係の強化推進の試みは、米国当初「期待」をもって評価されたが、その具体策は妥結的な内容に留まっていたため、逆に米国に「失望」をもたらす結果ともなった。1999 年に周辺事態法がそのような内容に留まった対米支援活動を定めて成立した以上、米国が対日評価の変更の公表を憚る要素は最早無くなっていたと考えられる。本章はこれをもって、冒頭で提議した問題に対する答えとしたい。

第 5 章 転換の決定要因 - 停滞する協力推進

本章では、アーミテージ・レポートの「批判」の根拠を「新ガイドライン」で提唱された軍事協力が停滞していることに求め、詳細を説明した上でその理由を明らかにする。

第 1 節 アーミテージ・レポートに見る新ガイドライン

アーミテージ・レポートを執筆した一人であるロビン・サコダ⁹⁴は、アーミテージ・レポートが「日米関係が今後より成熟した同盟関係になっていくはずだという考え方で書かれて」いるとした上で、そのためには「1997 年のガイドラインを実行にうつす」ことが必要だとの考えを示している⁹⁵。

ではこの「1997 年のガイドラインを実行にうつす」とは具体的にどのような方策を示しているのか。前述のとおり、新ガイドラインの目的は「平素からならびに日本に対する武力攻撃及び周辺事態に際してより効果的かつ信頼性のある日米協力を行うための、堅固な基礎を構築する⁹⁶」ものである。それによって日米安保体制を「さらに実効あらしめる⁹⁷」のである。そのために「日本に対する武力攻撃に際しての共同作戦計画と周辺事態に際しての相互協力計画についての検討を含む共同作業を行う⁹⁸」。両計画についてはそれまでも「研究」されていたものではあるが、「研究から検討へより実効性を高め、その調整も従来の自衛隊と米軍による調整機関から包括的な調整メカニズムへ拡充され⁹⁹」た。そしてこの検討作業は「平素から」行われるものとされ、「日米両国政府の各々の計画に適切に反映される」ことが期待される。また「周辺事態が日本に対する武力攻撃に波及する可能性がある場合」や「周辺事態と武力攻撃が同時に進行する場合」に対応するために、両計画の「連携などその調整に留意する」こととなっている¹⁰⁰。

つまり、日本有事と周辺有事それぞれの状況において米軍と協力して対処するための計画を平素から日米双方の関係者で綿密に構築してゆくというのが新ガイドラインの要諦であり、またアーミテージ・レポートで遂行が必須だと指摘された個所なのである。

そして、同レポートを受けて 2001 年 3 月に提示された自民党の提言「わが国の安全保障政策の確立と日米同盟」において、「ガイドラインの実効性確保のための施策」として「共同作戦計画についての検討及び相互協力計画についての検討」が挙げられた。

第二節 共同計画検討委員会の「包括的メカニズム」

共同作戦計画と相互協力計画の「検討」のために日米双方が共同検討委員会を設立することとなる。

1998 年 1 月 20 日、小淵外相(当時)と久間防衛庁長官(同)がコーエン米国防長官(同)と会談した。会談では、「防衛協力小委員会(SDC)」による共同作戦計画と相互協力計画についての検討の基礎的作業の進捗状況について日米双方が「満足の意を表した¹⁰¹」上で、両計画の策定に正式に着手することで合意。そして両計画の策定や日本国内の関連法整備などの実行組織となる「包括的メカニズム」を発足させた。その構成は、日本政府省庁、日米閣僚、日米軍部からなる。具体的には、防衛外務閣僚からなる「安全保障協議委員会(SCC、2 プラス 2)」、法整備のために日本政府の 17 の省庁¹⁰²で作る「関係省庁局長等会議」、そして自衛隊と米軍

⁹⁴ 前国防総省日本部長・サコダ共同研究グループ

⁹⁵ 平成 13 年 1 月 15 日 新日米同盟プロジェクト「21 世紀の日米同盟：その具体的な形をさぐる」

⁹⁶ 「日米防衛協力のための指針」

⁹⁷ 自由民主党安全保障調査会 平成 9 年 7 月 8 日

⁹⁸ 「日米防衛協力のための指針」

⁹⁹ 外務省「『日米防衛協力のための指針(ガイドライン)』の見直しに関する中間とりまとめ Q&A」

¹⁰⁰ 「日米防衛協力のための指針」

¹⁰¹ 防衛庁「日米防衛協力のための指針解説」

¹⁰² 後に省庁改革によって 16 に再編成された。

(在日米軍、太平洋軍)による「共同計画検討委員会(BPC)」である。そして新ガイドラインの実効性を確保する「共同作戦計画」と「相互協力計画」を策定するのが、「共同計画検討委員会」である。「包括的メカニズム」の最上位機構は日本国首相と合衆国大統領の直属の機関である、日米の防衛・外務閣僚で構成される「日米安全保障協議委員会(2 プラス 2)」であるが、ここでの討議は「共同計画検討委員会」での検討を踏まえた「防衛協力小委員会(SDC)」の協議を元にするため、「共同計画検討委員会」での検討が何より重要となる。

共同計画検討委員会においては、両計画の他に「警戒体制に関する日米共通の基準や武器使用の実施要領などを策定¹⁰³」し、「相撃の防止、通信ルールや攻撃目標の伝達方法なども検討¹⁰⁴」、実戦を想定した日米間の詳細な戦術、ルールなどを取り決めるとされた。

1998 年 3 月 13 日、日米の制服組幹部十七人が出席し、「共同計画検討委員会」の初会合¹⁰⁵が開かれた。ここでは両計画をはじめ、自衛隊と米軍の武器使用に関する共通の実施要領や行動基準などを「できるだけ早く策定する¹⁰⁶」ことで一致したが、これは「検討の進め方を確認した¹⁰⁷」だけの「儀式的なもの¹⁰⁸」にしか過ぎなかった。

一月後の 4 月 21 日に、共同計画検討委員会の第 2 回会合が開催され、同年中に計四回開催された¹⁰⁹。しかしそれ以降、「いわばエンドレスに、いろいろなパターンの協力を考えながらスタディーしていく¹¹⁰」とされていた共同計画検討委員会は、2002 年 4 月までに一度しか執り行われたにすぎなかった¹¹¹。

このように、共同作戦計画や相互協力計画について調整する「共同計画検討委員会」は、「なければガイドラインはスタートしない」¹¹²重要なものだったにも関わらず、「なかなか進んでいな¹¹³」かった。「『いざという時のために作った仕組みが、いざという時に動かない』(ロビン・サコダ前国防総省日本部長)という焦燥感が、日米防衛当局者の脳裏から離れな¹¹⁴」かった。そうした状況のさなか、アーミテージ・レポートが提示された。

第三節 停滞の原因

アーミテージ・レポートを執筆したカート・キャンベル¹¹⁵は、新ガイドラインを「画期的な改定」と評価しつつも、「作業は尻すぼみになっている」とその後の進展を否定的に述べている¹¹⁶。その「作業」、つまり共同計画検討委員会における討議についての詳細な情報は、その情報の重要度ゆえに外部に伝わることはないため、詳細に論じることは出来ない。しかしキャンベルによれば、「作業」が進捗しない理由は、「日本人の政治的臆病さ」であり「日本人が北朝鮮(危機における防衛指針の潜在的適用先)へのかかわりを強く望んでいる」ことである¹¹⁷。日米の協力体制を進展させることへの「本質的対応が国内の政治的分裂をひきおこす

¹⁰³ 読売新聞 1998 年 2 月 28 日「日米防衛ガイドラインの共同作戦計画作り 来月中に検討委発足へ」

¹⁰⁴ 秋山昌広防衛事務次官、1998 年 2 月 27 日内外情勢調査会(時事通信社主催)において

¹⁰⁵ 防衛庁 5 号館 5 階統合幕僚会議オペレーションルーム、1300 時より

¹⁰⁶ 読売新聞 1998 年 3 月 14 日「日米防衛ガイドライン関連法案 大型連休前に提出 山崎自民政調会長が表明」

¹⁰⁷ 夏川和也・統合幕僚会議議長

¹⁰⁸ 同上

¹⁰⁹ 第 4 回会合は 1998 年 12 月 13 日

¹¹⁰ 1999 年 4 月 1 日、衆議院防衛指針特別委員会集中審議での濱田健一議員の質問に対する柳澤政府委員の回答

¹¹¹ 参議院外交防衛委員会-11 号 2002 年 04 月 25 日 中谷防衛庁長官

¹¹² 統合幕僚会議幹部(1999.05.25「ガイドライン関連法成立 『有事対応』なお課題 日米協力、具体化急ぐ」読売新聞)

¹¹³ 防衛庁幹部(1999.05.26[防衛協力新時代](中)「運用面の整備急務 武器使用の基準も」読売新聞)

¹¹⁴ 長島昭久「日米『事務方』同盟に幕を引こう」『中央公論』(2000 年 10 月)

¹¹⁵ 戦略国際問題研究所

¹¹⁶ カート・キャンベル「日米安全保障パートナーシップの活性化」『世界週報』(2001 年 1 月)

¹¹⁷ 同上

ことへの恐れ¹¹⁸」があるということである。また、「朝鮮有事に備え、自衛隊と米軍が訓練するという話は大変センシティブなものとなる¹¹⁹」ため、「ガイドラインとも関連して共同作戦計画をつくるのは時間が掛かる¹²⁰」。それゆえに作業は遅々として進まなくなる。そしてそれゆえに「防衛指針プロセスが本来持っている力を発揮できない」。その根底には「必要な作業は地域の危機がおきた後でも可能だという、うぬぼれとも言える間違った信念」¹²¹があるのだ。

小結

冷戦終結以降模索されてきた新たな日米安保体制は、多少の揺れを経つつも 1997 年のガイドラインでその方向が決定付けられた。そして新たな体制に意向するための段取りも整えられ、すべては順調に行くかに見えた。そのような高揚した状況における見解が 1998 年の東アジア戦略報告であり、そこでの日米同盟への高い評価である。しかしそうした期待は突如失速する。早くも 1999 年に、着手され進行するかに見えていた協力推進は停滞した。それが 2000 年アーミテージ・レポートに見られる評価の転換の一因となった。

¹¹⁸ 同上

¹¹⁹ マイケル・グリーン

¹²⁰ 同上

¹²¹ カート・キャンベル「日米安全保障パートナーシップの活性化」『世界週報』（2001 年 1 月）

終章 結語

本研究では、2000 年 10 月に出された「アーミテージ・レポート」によってそれまでの日米安保「再定義」の評価が一変した理由について論証を試みてきた。そのためにまず「再定義」から「アーミテージ・レポート」までの重要な報告書とその概念を整理し、問題の「アーミテージ・レポート」についてその意義付けと詳細な分析を行なった。その上で、なぜ批判が行なわれたかについて 2 章を要因分析に費やした。

結論として、「アーミテージ・レポート」において下方修正された評価は 2000 年に突然変化したのではなく、ガイドラインの見直しから周辺事態法の成立に至るまでの日本の諸決定に沿って徐々に「期待」から「失望」へと変化していたことがわかった。この変遷から、同レポートからは日本にその国力に見合った日米同盟における責任拡大に対する「期待」の裏返しとしての「焦燥感」を覗き見ることができる。

2001 年 9 月 11 日の米国同時多発テロは米国の安全保障政策を大きく変化させる契機となったが、日米両国にとって同事件はその同盟関係を強化させる契機ともなったのである。日本は、アフガニスタンにおける米軍事作戦への貢献策としていわゆる「テロ特措法」を成立させ、より積極的な対米支援を行なったが、このような日米関係強化の動きは 9・11 テロを受けてのみの決定と捉えるのは不十分である。本研究は、日本による円滑かつ迅速な対米支援の決定を、「アーミテージ・レポート」に示された米国の「期待」への日本の回答と捉え、同レポートの今日に至るまでの重要性を指摘するものである。

付録 参考資料

書籍：

- 川田稔、伊藤之雄 『二〇世紀日米関係と東アジア』(風媒社、2002 年)
川上高司 『米国の対日戦略 改訂版』(同文館出版、1996 年)
栗山尚一 『日米同盟 漂流からの脱却』(日本経済新聞社、1997 年)
外岡秀俊他 『日米同盟半世紀』(朝日新聞社、2001 年)
田中明彦 『安全保障 戦後 50 年の模索』(読売新聞社、1997 年)
長島昭久 『日米同盟の新しい設計図』(日本評論社、2002 年)
船橋洋一 『同盟漂流』(岩波書店、1997 年)
マイケル・グリーン他 『日米同盟 米国の戦略』(勁草書房、1999 年)
別冊宝島 『自衛隊 + 在日米軍の実力』(宝島社、2002 年)
防衛研究所 『東アジア戦略概観 2001』(大蔵省印刷局、2001 年)
防衛研究所 『東アジア戦略概観 2002』(大蔵省印刷局、2002 年)
防衛庁編 『防衛白書 平成 8 年度版』(大蔵省印刷局、1996 年)
防衛庁編 『防衛白書 平成 9 年度版』(大蔵省印刷局、1997 年)
防衛庁編 『防衛白書 平成 10 年度版』(大蔵省印刷局、1998 年)
防衛庁編 『防衛白書 平成 11 年度版』(大蔵省印刷局、1999 年)
防衛庁編 『防衛白書 平成 12 年度版』(大蔵省印刷局、2000 年)
防衛庁編 『防衛白書 平成 13 年度版』(財務省印刷局、2001 年)
外務省編 『外交青書 平成 8 年度版』(大蔵省印刷局、1996 年)
外務省編 『外交青書 平成 9 年度版』(大蔵省印刷局、1997 年)
外務省編 『外交青書 平成 10 年度版』(大蔵省印刷局、1998 年)
外務省編 『外交青書 平成 11 年度版』(大蔵省印刷局、1999 年)
外務省編 『外交青書 平成 12 年度版』(大蔵省印刷局、2000 年)
外務省編 『外交青書 平成 13 年度版』(財務省印刷局、2001 年)

論文：

- 井出重昭 「NATO ローマ宣言の裏面に米欧の角逐」『CORRIDOR 88』(1991 年 12 月)
大熊良明 『インタビュー 集团的自衛権の憲法解釈変更が必要』「世界週報」(1997 年 10 月)
金重紘 『国際深海流 米国の東アジア戦略転換の引き金』「世界週報」(1995 年 4 月)
久保田穰 『安保条約はなぜ「再定義」されたのか』「法学セミナー」(1998 年 2 月)
国防総省報告 『米国防総省の第三次東アジア戦略構想』「世界週報」(1995 年 3 月)
国防総省報告 『米国防総省の日米安保関係報告(上)(下)』「世界週報」(1995 年 4 月)
国防総省報告 『米国の 1995 年国防報告』「世界週報」(1995 年 4 月)
国防大学国家戦略研究所 (INSS) 『米国と日本：成熟したパートナーシップに向けて』「溜池通信」(2001 年 2 月)
佐々木芳隆 『米国はなぜ「新安保再定義」をしたのか』「世界」(1997 年 10 月)
自由民主党国防部会 『わが国の安全保障政策の確立と日米同盟』「月刊自由民主」(2001 年 5 月)

- 杉田弘毅 『ブッシュ政権の外交戦略』「世界」(2001 年 7 月)
- 高畑昭男 『これがアメリカの対日戦略だ』「エコノミスト」(2001 年 7 月)
- 高畑昭男 『ブッシュ「米国至上主義」外交の顔ぶれ』「エコノミスト」(2002 年 2 月)
- 谷口智彦 『米国の新外交を見誤るな』「日経ビジネス」(2000 年 11 月)
- 長島昭久 『日米同盟に設計図はあるか』「論座」(2001 年 8 月)
- 名越建郎 『クリントン外交を斬る 場当たり主義が目立った東アジア政策』「世界週報」(2000 年 6 月)
- 船橋洋一 『日米安保再定義の全解剖』「世界」(1996 年 5 月)
- 山田恵資 『インタビュー 小泉政権の構造改革を全面支援』「世界週報」(2001 年 7 月)
- 依田智治 『転機に立つ日本の安全保障と日米関係の再構築』「月刊自由民主」(2001 年 5 月)
- カート・キャンベル 『米日安全保障パートナーシップの活性化』「世界週報」(2001 年 1 月)
- ジョセフ・ナイ 『米国の新アジア戦略(上)(下)』「世界週報」(1997 年 1 月)
- スティーブ・クレモンズ 『アーミテージ報告の行間を読む』「世界」(2001 年 7 月)
- リチャード・アーミテージ 『集団的自衛権の憲法解釈変更が必要』「世界週報」(1997 年 10 月)
- リチャード・アーミテージ 『小泉政権の構造改革を全面支援』「世界週報」(2001 年 7 月)
- 『米国防総省の第三次アジア戦略構想 』「世界週報」(1995 年 3 月)
- 『米国防総省の第三次アジア戦略構想 』「世界週報」(1995 年 3 月)
- 『米国防総省の第三次アジア戦略構想 』「世界週報」(1995 年 4 月)
- 『米国防総省の第三次アジア戦略構想 』「世界週報」(1995 年 4 月)
- 『米国の 1995 年国防報告 』「世界週報」(1995 年 4 月)
- 『米国の 1995 年国防報告 』「世界週報」(1995 年 4 月)
- 『米国の 1995 年国防報告 』「世界週報」(1995 年 5 月)
- 『米国の 1995 年国防報告 』「世界週報」(1995 年 5 月)
- 『米国の 1995 年国防報告 』「世界週報」(1995 年 6 月)
- 『米国防総省の日米安保関係報告①』「世界週報」(1995 年 4 月)
- 『米国防総省の日米安保関係報告②』「世界週報」(1995 年 4 月)
- 『国防総省の「4 年ごとの国防計画見直し」(QDR) 報告 』「世界週報」(2001 年 11 月)
- 『国防総省の「4 年ごとの国防計画見直し」(QDR) 報告 』「世界週報」(2001 年 11 月)
- 『国防総省の「4 年ごとの国防計画見直し」(QDR) 報告 』「世界週報」(2001 年 11 月)
- 『国防総省の「4 年ごとの国防計画見直し」(QDR) 報告 』「世界週報」(2001 年 11 月)
- Department Of Defense 『Quadrennial Defense Review Report』(2001 年 9 月)

新聞：

- 『朝日新聞』
- 『産経新聞』
- 『毎日新聞』
- 『読売新聞』

ホームページ等：

阿川尚之「ブッシュ政権の米国対日政策」SFC Forum

<<http://www.sfc.keio.ac.jp/sfc-forum/digest/luncheon-digest50.html>>

『平成 8 年度以降に係る防衛計画の大綱について』

< <http://avatoli.ioc-tokyo.ac.jp/~worldjpn/documents/texts/19951128.O1J.html> >

島川雅史 『米国防総省「東アジア戦略報告(1995)」の論理構造(1)』

< <http://www1.jca.apc.org/aml/9811/10129.html> >

島川雅史 『米国防総省「東アジア戦略報告(1995)」の論理構造(2)』

< <http://www1.jca.apc.org/aml/9811/10130.html> >

防衛庁 HP

< <http://www.jda.go.jp/> >

防衛問題懇談会「日本の安全保障と防衛力のあり方」

< <http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/documents/texts/JPSC/19940812.O1J.html> >

PHP INTERFACE

< <http://research.php.co.jp/> >

Institution for National Strategic Studies “INSS Special Report”, 2000

<http://www.ndu.edu/inss/press/Spelreprts/SR_JAPAN.HTM>

Les Aspin, Secretary of Defense “Report on the Bottom-Up Review”, 1993

< <http://www.fas.org/man/docs/bur/> >

U.S. Department of Defense “East Asia Strategy Report”, 1995

<<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/documents/texts/JPUS/19950227.O1E.html>>

U.S. Department of Defense “Annual Report to the President and the Congress”

<<http://www.defenselink.mil/execsec/adr1999/index.html>>

U.S. Department of Defense “East Asia Strategy Report”, 1998

<<http://www.defenselink.mil/pubs/easr98/easr98.pdf>>